

「令和8年度国際金融都市 OSAKA 戦略的広報事業」
業務委託 仕様書

1. 目的

大阪府・大阪市においては、「経済の血液」とも言われる金融を活性化し、世界中から投資を呼び込み、ビジネスチャンスを生み出すことで、大阪のさらなる飛躍へつなげていくことを目的として、国際金融都市 OSAKA の実現に取り組んでいる。本事業は、その実現のために必要となる、金融系外国企業等の集積や、エコシステムの形成、投資・協業の創出等に繋げるため、戦略的な情報発信を行うものである。

※1 金融系外国企業とは、外国法に基づき設立された資産運用業者（投資運用業、投資助言・代理業など）を中心とした金融系企業及びフィンテック企業（IT 技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業者）をさす。「等」については、海外のミドルバックオフィスなど金融系企業が業務を行うために必要な企業及び上記の国内企業も含む。

2. 履行場所

受託者が確保する事務所

3. 履行期間

令和8年5月18日（月曜日）（予定）から令和9年3月31日（水曜日）まで

4. 委託上限額

15,000,000 円（税込）

※本事業を履行するすべての経費を含む。

5. 業務内容及び企画提案を求める内容

業務内容	<p>国際金融都市 OSAKA の実現に向けた戦略的な情報発信を行うこと。 大阪の魅力やビジネスチャンス、インセンティブ等について情報発信を行うこと。特に、海外のメディアへの情報発信など、誘致対象となる金融系外国企業等に対して効果的にアプローチできる手法を検討し、工夫すること。また、委託者が別に実施する「(仮称) 令和8年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」「『国際金融ワンストップサポートセンター大阪』運営事業」、海外向け情報発信の取組み（以下「他事業」という。）などとも連携すること。</p> <p><u>1 「国際金融都市 OSAKA 戦略」に基づいた戦略的な情報発信の考え方、事業実施計画の策定及び実行</u> ・戦略的、効果的な情報発信の考え方を検討したうえで、履行開始後2週間以内に事業実施計画案を策定し、委託者の承諾を得たうえで実行すること。 ・同計画には下記2から4の業務を必ず組み入れること。ただし、3、4については、実施計画書の策定状況に関わらず履行開始後、直ちに開始すること</p> <p><u>2 海外を中心とした情報発信効果の高い媒体・手法等を用いた情報発信</u> ・具体的には、海外主要メディアとの関係構築や記事化に向けた取組みを想定。</p> <p><u>3 国際金融都市 OSAKA の公式 SNS (LinkedIn・X (日本語版及び英語版)) 等の運用。</u> ・効果的な情報発信となるよう投稿内容を企画提案し、週2回程度の発信を行うこと。また、フォロワー数の増加をはじめとした発信力の強化について検討すること。 ・国際金融都市 OSAKA の実現に向けた各種取組みをメールマガジン（日本語版及び英語版）として、年6回程度発行すること。なお、配信先リストは委託者から提供するが、配信先を拡大するための施策を講じること。</p>
-------------	--

	<p>4 <u>国際金融都市 OSAKA ポータルサイト</u> (https://global-financial-city-osaka.jp/) の管理・運用及び再構築。 (基本仕様は別紙 1 「国際金融都市 OSAKA ポータルサイト」管理・業務運用仕様書」のとおり)</p> <p>①管理・運用 (②の再構築までの間) 既存の国際金融都市 OSAKA ポータルサイトを管理・運用する。コンテンツを充実させ、情報発信を行う。本事業の取組みの中で必要となる新たなコンテンツについては、委託者から依頼するもののほか、受託者においても検討し、その内容を訴求力のあるレイアウト、配色、構成と共に提案すること。</p> <p>② 再構築 スマートフォン対応をはじめ、ユーザーの立場に立って、見やすさや分かりやすさ、使いやすさに配慮したデザインにするとともに、機能性をもったポータルサイトに再構築し、管理・運用すること。受託者において、既存コンテンツの改善や新たなコンテンツの充実について検討し、訴求力のあるレイアウト、配色、構成を提案すること。 また、再構築後には、関係企業のホームページ等に掲載されている国際金融都市の推進に資するイベント情報などについて、本ポータルサイトにおいても紹介すること。</p> <p>5 「国際金融都市 OSAKA アンバサダー」制度 (※) の活動状況の把握 (SNS における拡散状況の確認・整理) を行うこと。 (※) 大阪にゆかりのある方で、SNS において「国際金融都市 OSAKA」アカウントによる投稿を拡散いただくなど、人脈や影響力を活かし、取組みに関する情報発信・プロモーションにご協力いただける方を「アンバサダー」として認定しているもの。(2026 年 2 月時点 23 名) アンバサダーについては、成長戦略局ホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/ki-kaku/osaka-kokusai-ki-nyu/ambassador.html) 参照</p>
企 画 提 案 を 求 め る 事 項	<p>2026 年 3 月末に公表予定の第二期「国際金融都市 OSAKA 戦略」を踏まえた提案とすること。戦略は成長戦略局ホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/ki-kaku/osaka-kokusai-ki-nyu/index.html) に掲載する予定。</p> <p>(1) 業務内容</p> <p>①国際金融都市 OSAKA 戦略」に基づいた戦略的な情報発信の考え方の概要、事業実施計画のイメージ ・特に金融系外国企業誘致における海外の重点地域 (アジア、欧州、中東) への発信及び国内パブリシティ獲得に対する考え方を提示すること (海外メディアの掲載件数 2030 年度 10 件を想定した提案を求める)</p> <p>②海外を中心とした効果的な情報発信に関する具体的手法、発信内容、回数</p> <p>③SNS での発信内容・頻度、活用方法。フォロワーの獲得方法や目標値の設定など発信力強化の手法 ・2030 年度に LinkedIn フォロワー 5,000 人超を想定した提案を求める (2026 年 2 月現在約 1,250 人)</p> <p>④国際金融都市 OSAKA ポータルサイトの再構築に伴う全体構成、機能及びデザイン。新たに充実又は整理する具体的なコンテンツやその内容等、関係企業イベント情報の効果的かつ効率的な掲載手法 (カレンダー機能の追加、AI を活用した自動収集・掲載など)。</p>

【参考：令和7年度の情報発信内容】

- ・ SNSでの発信
以下の SNS において概ね週 2 回程度投稿し、情報発信
LinkedIn : <https://linkedin.com/company/global-financial-city-osaka>
X : https://twitter.com/fincity_osaka
- ・ ポータルサイトの運営（以下参照）
<https://global-financial-city-osaka.jp/>
- ・ アンバサダー制度
業務内容⑤参照

(2) 業務遂行能力

- ①本業務の実施にあたり、過去（5年以内）に類似事業の実績を示すこと。
- ②定例会などを通じて発信内容をはじめとする進捗管理が可能な業務スケジュール（ポータルサイト再構築に係る具体的なスケジュール含む）を提案すること。
- ③情報発信事業に関する知識と経験を豊富に有し、大阪での面談（対面）等にも臨機に対応できる体制を確保すること

6. 実施計画及び事業実施状況の定期報告等

(1) 実施計画の策定

- ア 本委託の実施に際し、受託者は履行開始後原則 2 週間以内に実施計画を策定し、委託者の承認を得ること。
- イ 受託者は実施計画の変更をしようとするときは、変更した実施計画を提出し、委託者の承認を得ること。

(2) 連絡体制

委託者への連絡体制を整備し、各種報告業務の遂行にあたっては速やかに処理すること。

(3) 事業実施状況の定期報告

受託者は委託契約に基づいて業務を実施し、定例会までに履行報告として進捗状況、実施状況等の活動内容について業務報告書等により、委託者に報告すること。

また、受託者は委託者の求めにより、必要に応じて事業実施にかかるミーティングの開催や他事業との連携のためのミーティングに参加すること。

7. 本事業実施にあたっての留意点

(1) 受託者の責務

①関係諸法令の遵守

本委託業務の実施にあたっては、関係諸法令を遵守し、公序良俗に反することのないようにすること。

②公正かつ中立的な姿勢

本委託業務の遂行にあたっては、受託者は常に公正かつ中立的な姿勢を保つこと。

③個人情報等の取扱い

受託者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施上知り得た個人情報等を紛失したり、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らしたりすることのないよう、万全の注意を払うこと。

④苦情等の処理

本委託業務の実施に伴い生じたトラブル等に関しては、受託者が責任をもって対応すること。

⑤損害賠償責任

受託者が、本委託業務を行うにあたって、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償する責任を負うこと。

(2) 所有権・著作権の帰属

- ①本委託契約により受託者が作成した成果物等に掲載された内容に関する所有権・著作権については、委託者に帰属すること。また、委託者が自由に利用、公表、加工並びに複製等を可能にすること。
- ②受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ③受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(3) 再委託の取扱い

- ①委託する本業務の主要な部分（委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断など）について第三者に委託することを禁止する。
- ②主要な部分以外の部分について第三者に委託する場合には、委託者と協議するものとする。なお、第三者に委託する場合においても、仕様書に定める事項について、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関しての一切の責任を負うものとする。

8. 委託事業完了後、委託者へ提出するもの

(1) 提出物

- ①業務報告書（電子データ）
- ②再構築後のポータルサイトの設計書（電子データ）
- ③ロゴ等本業務において制作した各種デザインの、編集可能な制作原稿データ（Ai、PSD等）および出力データ（JPEG・PNG等）
- ④その他、委託者が指定するもの

(2) 納入期限

令和9年3月31日（水曜日）

(3) 業務完了

納入品の納入及び検査合格をもって業務の完了とする。

(4) 納入場所

大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市担当

住 所：大阪府中央区大手前2丁目1番22号 大阪府庁5階

9. その他

- ・受託者は、事業の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。なお、事業の実施に際しては、委託者は受託者と協議の上、企画提案内容から調整できるものとする。
- ・委託者は、受託者が事業の各種業務を適切に実施していないと認めるとき、その他、各種業務の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者と協議のうえ、必要な措置を決定する。
- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定する。

(別紙1)「国際金融都市 OSAKA ポータルサイト」管理・運用業務仕様書

1. ポータルサイトの引継ぎ

現在、国際金融都市 OSAKA ポータルサイトの管理・運用を行う事業者（以下、「旧事業者」という。）から受託者への引継ぎ期間は令和8年6月19日（金）までとする。この期間内に旧事業者と直接やり取りし、ポータルサイトを継続して安定稼働及び改修するために必要なあらゆる準備及びノウハウ習得を行うこと。なお、旧事業者に対しては同期間内での引継ぎ対応をあらかじめ委託者から指示しておく。不明点は引継ぎ期間中に旧事業者を確認するなどし、現行仕様を完全に把握したうえで業務にあたること。

(1) 移行作業

- ①引継ぎ期間内に、適切な移行先サーバーを受託者が用意し、移行を完了させること。なお、カンントリーリスクを考慮し、日本の裁判管轄・法令が適用されるように、国内サーバーを用意すること。
- ②引継ぎ期間内に、上記①のほかに必要なシステム移行作業（外部サービスの利用ライセンス準備や連携設定も含む）をすべて完了させること。
- ③引継ぎ期間内に、移行先環境でのポータルサイトの稼働を開始すること。なお、移行に際しても連続稼働させることを原則とするが、やむを得ず稼働停止を伴う場合は予め委託者と協議し、必要最小限の稼働停止に留めること。
- ④サーバーについては、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格である ISO/IEC 27001 を取得した事業者から調達すること。
- ⑤サーバーの平均応答時間は1秒以下とすること。
- ⑥サーバーリソース等へセキュリティ対策を十分行うこと。不正アクセスによるコンテンツの改ざんなどに対し適切な監視を行うこと。
- ⑦障害が発生した場合、業務に大きな支障が出ないようバックアップの仕組みを施すこと。
- ⑧サーバーのスペックについて、アクセス件数、ソフトウェア、リニューアル後のコンテンツ容量の予測等を勘案し、構築すること。また、運用期間中にコンテンツ数・アクセス数が増加しても原則別途費用が発生しないこと。
- ⑨レンタルサーバー及びドメイン等の使用に関する権限を委託者へ移管すること。なお、契約期間のサーバーのレンタル費用、初期設定費用やドメイン取得費用は、本業務の必要経費に含むものとする。

(2) 移行後検査

受託者は、移行完了後に、ポータルサイトが正常に稼働していることを検査し、委託者に報告すること。万一問題が発見された場合は、ただちに委託者に報告するとともに、旧事業者と連携して引継ぎ期間内に問題を解決すること。

2. Web ページの制作等

- ①新規ページの制作、既存ページの改修を委託者が指定する期日までに実施すること。なお、委託者からの提示がない限り、受託者がレイアウトやデザイン、コンテンツ内容等を企画・提案し、委託者と協議のうえ、制作すること。また、写真その他コンテンツ及びその利用に必要な権利は、受託者において収集、対応すること。また、当該コンテンツの内容やレイアウト、デザイン、構成が、対象となる金融系外国企業等の関係者に対して訴求力を持つものとなっているか、という観点に留意し、単なる情報の羅列やリンクの貼り付けではなく、見せ方を工夫すること。
- ②委託者が指示する新規ページの制作及び既存ページの改修・更新内容以外に、現サイトの問題点や改善点を分析し、改善策や不足しているコンテンツの新規作成について提案すること。

- ③Web ページの校正にあたっては、受託者が用意する検証用 Web ページ（アドレスは非公開、パスワードの設定を要する。）にアップロードし、事前に委託者の承認を得たうえで、公開すること。なお、校正は責了とせず、委託者が校了と判断するまで行うこと。

3. ポータルサイトの再構築

(1) 方針

- ①国内外の利用者等が閲覧・活用しやすいよう、スマートフォン・タブレット端末への対応やアクセシビリティに対応したポータルサイトとすること。
- ②利用者等の目線に立ったポータルサイトとなるよう利便性が高まる機能を拡充すること。
- ③利用者等が必要とする情報を容易に取得できるポータルサイトとすること。
- ④身体的制約、利用環境に関係なく情報を取得できるポータルサイトを提供するために、ウェブアクセシビリティ達成基準等級「AA」に準拠すること。
- ⑤将来的な拡張性の確保及び柔軟性の高いポータルサイトとすること。

(2) 企画・設計

- ①企画・設計時に、ウェブサイト全体の制作コンセプトを明確にすること。
- ②原則、現行のポータルサイト（以下「現サイト」という。）に掲載している内容を引き継ぐとともに、必要なページ構成を提案し、委託者と協議すること。
- ③サイト目的を明確にし、アクセス解析時に検証が可能であるよう企画・設計を行うこと。
- ④ホームページを容易に利用できるよう、グローバルナビゲーション（サイト内の各ページに共通して設置されるサイト内の各コンテンツを案内するためのメニュー）及びローカルナビゲーション（同一階層内のコンテンツ情報を示すナビゲーション）を分かりやすく利用しやすいものにする。
- ⑤スクロールがなるべく少なくなるよう工夫し、テキスト、画像データ等を簡易に変更できること。
- ⑥サイトは、PC 表示、タブレット表示、スマートフォン表示のそれぞれに適切に構築し、各端末に合わせた使いやすいサイトとして実装すること。
- ⑦原則、ドメインは現サイトから変更しないこと。変更が必要となる場合は、委託者と協議のうえ、数年間は確保した後に廃止するなどドメイン悪用への対策を行うこと。
- ⑧ポータルサイトの再構築は、契約日から6か月以内に完了させること。

(3) デザイン

- ①現サイトの課題、リニューアル目的等を分析し、最適なデザインを提案すること。
- ②トップページや目次ページ・詳細ページなどサイト構成に必要なデザイン案を作成すること。
- ③トップページや、各ページ統一のデザイン案に関しては、複数案提示すること。
- ④サイト全体のレイアウト、ナビゲーション、カラーリング、タイポグラフィ、ビジュアル表現に統一性をもたせること。
- ⑤イメージにあわせたイラストやアイコンを必要に応じ作成し、ページに配置すること。
- ⑥「国際金融都市 OSAKA」の象徴となるようなロゴデザインを複数案提示することとし、そのうち委託者が選択したロゴデザインをサイトデザインに組み込むこと。なお、同ロゴについては、委託者がサイト以外（例：イベント時の看板、ポスター、チラシ、販促グッズ等への表示など）でも利用することを前提にデザインを検討すること。

(4) ユーザビリティ

- ①優れた操作性や情報の取得しやすさを考慮したサイト設計にすること。
- ②ディレクトリは3階層程度を目安にすること。
- ③カテゴリ内やリンク先が容易にイメージできるラベリングにすること。

(5) ウェブアクセシビリティ

- ①JISX8341-3:2016 をもとにウェブアクセシビリティ方針を作成し、AA に準拠したウェブサイトを構築すること。なお、規格改正があった場合は、改正後の規格に基づくこと。
- ②ウェブアクセシビリティ方針の作成や検証をするにあたり、専門家、または、1 級ウェブデザイン技能士による診断または、監修を受けること。又は、社内規定に則った検証を行い、結果を取りまとめ、適合していない場合の対策を明記した報告書を提出すること。

(6) プロジェクト管理

- ①本仕様書 6. (1) に定める実施計画に、ポータルサイト再構築にかかる目標、作業項目と役割分担、スケジュール、体制及びコーディングガイドライン、プロジェクト管理方法等を含めること。
- ②仕様の確認などを行うため、委託者と打ち合わせを行い、実施後速やかに議事録を提出すること。また、業務の進捗報告を定期的に行うこと。
- ③総合テスト仕様書を作成し、委託者と協議のうえ、稼働テストを行うこと。

(7) 機能要件

- ①委託者においても一定の編集作業を可能とするため、CMS を導入すること。導入する CMS はクライアント、Web アプリケーション、データベース等からなる Web システムとする。
- ②導入する CMS は、静的コンテンツを基準とした構成として、セキュリティを担保すること。また、利用者等の行動によって変化のあるコンテンツについてはセキュリティを担保した上で動的コンテンツを利用すること。
- ③利用者等が閲覧する環境での OS は WindowsOS、MacOS、Chrome OS、Linux、Android 及び iOS。また使用ブラウザは Microsoft Edge、Firefox、Safari (Windows 版を除く)、Google Chrome、及びスマートフォンで主に使用されているブラウザの最新版とする。
- ④カスタマイズによって満たす場合は、必要となる費用を含めること。代替案によって満たす場合であっても、代替案が適切でない判断し、対応不可とする場合がある。
- ⑤導入する CMS 及び関連するミドルウェアは、最新バージョンであること。(契約時点以降)

(8) サーバー機能要件

1. (1) 「移行作業」に定める条件に準拠すること。

4. Web サイトの運用保守、セキュリティ対策

- ①情報セキュリティ基本要綱に則ること。(最優秀提案事業者決定後に提供)
- ②システムへの不正な侵入、システムの停止や障害の発生を予防し、及び障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じ、安全性に配慮した運用保守管理を行うこと。なお、Web サイト運用保守に要する費用は、本業務の必要経費に含むものとする。
- ③外部からの不正なアクセスによる情報漏洩、改ざんやサービス停止等を防止するため、ファイアウォールによるアクセス制限、不正侵入検知 (IDS)、不正侵入防止 (IPS)、改ざん検知を実施するとともに、DDoS 対策サービスとして、最新のレイヤーレベルの DDoS 攻撃の防御に対応すること。
- ④常時 SSL 暗号化通信に対応させること。SSL 証明書は信頼性の高いパブリック認証局が発行し、認証レベルが 2 以上の OV (Organization Validation) 証明書または EV (Extended Validation) 証明書とする。また、SSL 証明書は有効期間開始日から 1 年

間有効とすること。なお、SSL 証明書の導入費用は本業務の必要経費に含むものとする。

- ⑤受注者は、運用保守を行うにあたり、固定 IP アドレスを 1 つ以上用意すること。
- ⑥データのバックアップを毎日 1 回以上実施し、その保存期間は 1 か月以上とすること。
- ⑦不正なアクセス、改ざんや DDoS 攻撃等によりデータの消失や毀損が生じた場合及び各種ログに異常があった場合など、受託者において障害を検知した場合は、ただちに委託者へ障害箇所、影響範囲及び障害の現状を簡潔に報告するとともに、委託者と協議のうえ速やかに復旧すること。また、原因解明を行うとともに、障害の概要や講じた対策等を取りまとめ、委託者へ報告すること。
- ⑧受託者は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）や JPCERT コーディネーションセンター等から随時セキュリティ問題に係る情報を入手すること。そのうち、本ポータルサイトに関する情報があった場合、直ちに委託者へ報告のうえ当該情報に基づく対策を講じることが必要か否かについて、委託者と協議すること。また、対策を講じなかったものに関しては、その理由、代替措置及び影響について委託者と協議した日から 30 日以内に委託者へ報告すること。
- ⑨受注者は、OS、アプリケーション（WWW、CMS 等）のセキュリティパッチが公開された場合は、内容について速やかに委託者へ報告するとともに、適用可否等の対応方針案を作成し、セキュリティパッチ公開から 30 日以内に委託者へ報告すること。
- ⑩サービスの稼働時間は、24 時間 365 日とする。ただし、定期メンテナンスや何らかの原因によりサービスが停止する場合には、サービス停止から 6 時間以内に復旧、または代替手段を用意しサービスの利用に支障がないようにすること。
- ⑪メンテナンスを行う場合は、2 週間前までに委託者と協議のうえ承認を得ること。
- ⑫監視システム、監視ツールを活用して稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。
- ⑬障害対応については、予防、発生時の処理手順、再発防止のための方策などについて障害管理設計を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。
- ⑭障害が発生した場合は、本府に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害の特定、影響範囲の調査を行い、即時に対応し復旧を行うこと。また、委託者から電話連絡が可能な緊急時の連絡体制、及び復旧体制を確立し、迅速に対応にあたること。
- ⑮障害対応履歴の集積や分析、障害原因の分析により、再発防止を行うこと。
- ⑯データセンターにおいて、障害の一時切り分けを行うこと。

5. Web サイトの多言語化

- ①受託者は、委託者から提示がある場合を除き、日本語原稿を英語に翻訳し、ページのデザインやデザインテンプレートを用いて、英語での Web サイトを制作すること。その際、校正の前に、翻訳する言語（英語）を母国語とする者によるチェックを行うこと。
- ②必要に応じて言語別に CSS を設定し、Web サイトの視認性を向上させること。また、ブラウザの言語設定による自動でのリダイレクトは行わないこと。
- ③日本語及び各言語のページの見えやすい場所に、言語名を表示した言語選択リンクを置くこと。また、全てのページに他言語ページへの言語選択リンクを置くこと。

6. 問い合わせ対応

- ・障害対応を除き、土曜・日曜日、祝・休日、年末年始を除く午前 9 時から午後 6 時まで、CMS の操作方法、運用上の質疑などのシステム管理者からの問い合わせに対して一元的に対応すること。

7. ポータルサイト設計書

- ①契約期間満了後の業務引き継ぎに向けて、システム移行等に必要となるポータルサイト設計書（HTML ファイル、CSS の構造や JavaScript のデータ構造等が分かるもの及びサイトマップ等）を提供し、委託者が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じること。なお、移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は本業務の必要経費に含むものとする。
- ②公開した Web ページのうち、委託者が指定する Web ページを HTML 形式に変換した状態で納品すること。なお、HTML 形式への変換対象外となる Web ページは、JPEG 形式等にて納品すること。
- ③納期は令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）までとする。ただし、契約の全部もしくは一部の解除等により本業務が終了となる場合は、受注者は委託者の指示のもと、速やかに納品すること。

8. アクセス件数の報告書

- ・ Web ページの各月アクセス件数（トップページ、セッション数、各ページビュー）の報告書を作成し、当該月の翌月 10 日までに委託者が指定するメールアドレスへ電子メールにて（Excel 形式等）提出すること。ただし、令和 9 年 3 月分は、令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）までに報告すること。

9. その他

- ①委託者がアクセスログを簡単に解析できる機能（google analytics など）を導入すること。また、アクセス結果については、セッションへの流入経路や属性を検証する等して、公式 SNS 等を活用した情報発信に対する効果検証を行い、次の情報発信の機会により良い効果が発揮できるよう努めること。
- ②2022 年 4 月 1 日に施行された改正個人情報保護法に対応した Cookie 同意管理ツールを導入すること。
- ③Web ページのリンク切れを防ぐため、定期的にリンク切れをチェックするツール（Link Checker など）を導入すること。
- ④検索エンジンにおける検索結果の上位に表示されるよう、適切な検索エンジン最適化（SEO）対策を行うこと。また、GEO（Generative Engine Optimization）や AEO（Answer Engine Optimization）と呼ばれるような、AI や検索エンジンにおける AI を活用した検索結果表示（AI 概要・AI 検索機能等）への対応も考慮した上で、適切に取り組むこと。なお、実施した SEO 対策および根拠については委託者へ報告すること。

対策について具体的な例は以下の通り。

1. 技術的 SEO 対策

ページの読み込み速度、モバイル対応、構造化データ（Schema.org）の実装など、検索エンジンのクローリング・インデックスを適切に行うための技術的整備。

2. コンテンツ品質の確保

掲載コンテンツは正確性・信頼性・専門性・網羅性を備えたものとし、AI による検索結果への引用・参照に耐えうる品質を確保すること。とりわけ、FAQ 形式や定義・説明を含むコンテンツについては、AI 検索が回答生成に利用しやすい構造・表現を意識して記述する。

3. 構造化・機械可読性への対応

ページの見出し構造（H1～H3 等）、メタデータ、OGP 情報等を適切に設定し、AI・検索エンジンがページ内容を正確に解釈できる構造とする。

4. 権威性・被参照性の強化

信頼性の高い外部サイトからの被リンク獲得、公式 SNS や外部メディアとの連携など、当該サイト・組織の権威性（E-E-A-T）を高める施策を検討・実施する。

5. AI 検索クローラーへの対応方針の明確化

GPTBot、Google-Extended 等、AI サービスのクローラーについて、robots.txt における許可・拒否の方針を委託者と協議の上決定し、設定を行う。

- ⑤利用者が本ポータルサイト内をフリーワード検索できるよう、本ポータルサイト内検索機能を設けること。
- ⑥受託者は委託者と協議のうえ委託者が提供する SNS のタイムラインやソーシャルボタンを本ポータルサイト内へ表示すること。
- ⑦本ポータルサイトの著作権が委託者に帰属する旨を各ページのフッターに明示すること。
- ⑧Web サイトの利用者の環境により Web ページのデザインやレイアウトを自動的に切り替えるレスポンシブ Web デザインを採用すること。また、モバイル端末（スマートフォンやタブレット）では、モバイル端末特有の操作（フリック、ピンチアウト、ピンチインなど）にも適宜対応すること。
- ⑨本仕様書に定めのない内容であっても、業務目的に適うと考える機能や方法がある場合は、積極的に提案すること。
- ⑩障害の未然防止に努めること。コンピューター・ウィルス等に感染することのないよう、受注者のコンピューター及びシステム環境について、適正に管理すること。

(別紙2)「Global Financial City OSAKA」Web サイト構成 (各階層とも英語ページ有)

第1階層 (トップ)		第2階層		第3階層	
トピックス	新着情報	Activities	—	—	—
私たちに ついて	国際金融都市 OSAKA 推進委員会について	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージ (会長・知事・市長) ・推進委員会の概要 ・戦略 ・推進委員の取組状況 ・事業連携協定 ・ハブ企業 ※各項目とも各々説明や PDF、リンク有 	—	—	—
大阪の強み	数字でわかる大阪の魅力 —有利なビジネスコスト —世界の住みやすい都市ランキング —世界でもっとも魅力的な大都市トップ10	—	—	—	—
	大阪をもっと知る —特色 —産業 —生活環境 —ロケーション・基本情報 —経済の歴史 —観光	大阪のビジネス環境と強み —特色 —産業 —生活環境 —ロケーション・基本情報 —経済の歴史 —観光 ※各項目とも各々説明やリンク有	—	—	—
	大阪をもっと知る動画 —Attractiveness of Osaka —This is 大阪	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の魅力・拠点設立支援 ・進出企業インタビュー ・イベント・セミナー 	—	—	—
今、大阪が 熱い!	<ul style="list-style-type: none"> ・2025 大阪・関西万博 ・うめきた2期地区開発プロジェクト 	—	—	—	—
大阪進出企 業の紹介	—	進出企業の紹介	—	—	—
TOP サポート	国際金融ワンストップサポートセンター大阪	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップサポートセンター紹介動画 ・概要、主な支援内容、サポートの流れ等 ・法人設立に伴う英語による行政手続きについて ・問合せ先 	—	—	—
	企業進出	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ相談窓口 ・拠点開設サポートオフィス等 ・大阪進出の際のインセンティブ ・土業コンソーシアム ・会社の設立方法等 ・投資環境や産業等について ・その他のサポートについて ・国際紛争解決の支援について ※各項目とも各々説明や PDF、リンク有 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融系外国企業等拠点設立補助金 ・金融系外国企業等に係る地方税の課税の特例 	—	—
	生活	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に関する相談窓口 ・大阪での暮らし ・兵庫県における暮らしの情報について ・住居に関する情報について ・医療に関する情報について ・教育に関する情報について 大阪・関西のインターナショナルスクール紹介 ※各項目とも各々説明やリンク有 	—	教育に関する情報について	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西圏のインターナショナルスクール一覧 ・高度外国人材のインターナショナルスクールに係るニーズ調査
金融・資産 運用特区	規制緩和メニュー等	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資産運用特区」の対象地域に認定 ・特区実現パッケージにおいて認められた主な規制緩和メニュー 	—	—	—
	規制緩和アイデア・ニーズ募集	・アイデア・ニーズ	募集する規制緩和のイメージ例示	—	—
金融経済教育	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪金融経済教育推進ネットワーク ・セミナー等 	—	—	—	—
アーカイブ	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の魅力・拠点設立支援 ・進出企業インタビュー ・イベント・セミナー 	—	—	—	—
お問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・所属 (法人の方) ・お電話番号 ・メールアドレス ・お問い合わせ内容 ・スパム防止用の質問 ・プライバシーポリシー 	プライバシーポリシー	個人情報保護方針	—	—
利用規約	利用規約	—	—	—	—